

燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業

事業者選定基準

【令和元年 10 月 4 日 変更版】

令和元年 8 月

燕市・弥彦総合事務組合水道局

【事業者選定基準】

目 次

1	事業者選定基準の位置づけ	1
2	事業者選定の概要	1
1)	事業者選定の方式	1
2)	事業者選定の方法	1
3)	事業者選定の体制	1
3	優先交渉権者決定の手順	2
4	応募資格の審査	3
1)	応募資格の審査	3
ア)	応募資格審査書類の審査	3
イ)	応募資格要件の審査	3
2)	応募資格審査結果の通知	3
5	提案評価	4
1)	提案書類の確認	4
2)	提案内容の審査	4
ア)	提案内容の審査	4
イ)	得点化方法	7
3)	総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定	8
ア)	総合評価点の算定	8
イ)	最優秀提案者等の選定	8
4)	優先交渉権者の決定	8
5)	審査結果の通知及び公表	9

1 事業者選定基準の位置づけ

燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業事業者選定基準（以下、「事業者選定基準」という。）は、燕・弥彦総合事務組合（以下、「組合」という。）が燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

2 事業者選定の概要

1) 事業者選定の方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2) 事業者選定の方法

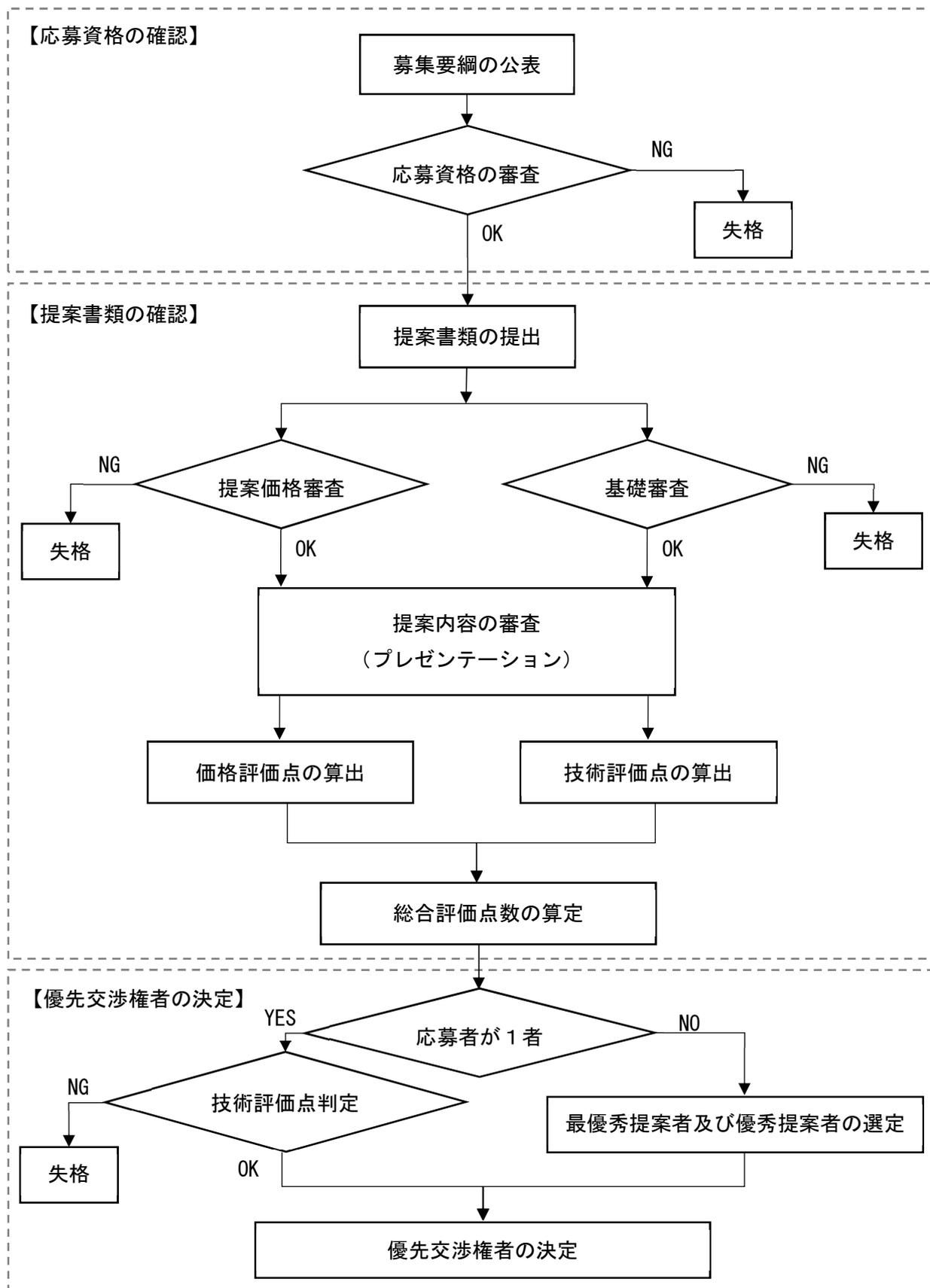
事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の審査を行う。

3) 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、組合が基礎審査及び提案価格の審査を行ったうえで、組合が設置した燕市・弥彦村浄水場施設再構築事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の選定を行い、組合は、選定委員会の選定結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定する。

3 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



4 応募資格の審査

1) 応募資格の審査

ア) 応募資格審査書類の審査

組合は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

イ) 応募資格要件の審査

組合は、応募者が募集要綱に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

表 4-1 応募資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要綱「第4章4. 1～4. 9」の各項目

2) 応募資格審査結果の通知

組合は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

5 提案評価

1) 提案書類の確認

組合は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

2) 提案内容の審査

ア) 提案内容の審査

(1) 提案価格審査

組合は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

(2) 基礎審査

組合は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 結果の通知

組合は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

(4) 提案内容の審査

提案価格の審査及び基礎審査後、選定委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下に示すとおりとし、詳細は応募者の代表企業へ通知する。

① 実施時期

令和2年3月18日(水)

② 実施場所

燕・弥彦総合事務組合 水道局(燕庁舎)4階 第2会議室

③ 出席者

出席者(説明者)は応募者1者あたり12名までとする。また、総括責任者への配置を予定する者は必ず出席すること。

④ 実施時間

1者60分以内(プレゼンテーション30分以内、ヒアリング30分以内)とする。なお、プレゼンテーション時間を1分超過した時点で説明を打ち切り、ヒアリングに移行する。

⑤ 実施方法

プレゼンテーションは選定委員が審査内容を把握しやすいように努めること。

⑥ 使用機器

会場には、スクリーン、プロジェクター(VGAケーブル、HDMIケーブル含む)を

設置している。これら以外のパソコン等の機器は、各応募者が用意すること。

⑦ その他

- ・ 非公開で実施する。
- ・ 説明は提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。

(5) 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 5-1 審査項目及び配点

評価項目(大項目／中項目／小項目)	配点	評価項目	評価の視点	様式番号
1. 技術評価点	400			
1-1 事業全体に関する事項	40			
1-1-1 基本方針に関する提案	32 32		1. 燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業における提案コンセプトは明確か。 2. 浄水処理フロー、排水処理フローにおいて、特に重視するポイントは明確か。 3. 全体配置計画において、特に重視するポイントは明確か。	IV-1-1
1-1-2 事業実施体制に関する提案	8 8		1. 事業者の各構成員の各工種等における役割分担、実施体制、配置人員、組合との連絡体制は適切か。	IV-1-2
1-2 統合浄水場等整備に関する事項	180			
1-2-1 調査に関する提案	8 8	① 事前調査計画	1. ボーリングを予定している地点とその理由は明確か。 2. 地質調査で行う試験内容と目的は明確か。 3. 測量調査計画の目的と内容は具体的か。 4. 埋設物調査計画の目的と内容は具体的か。 5. その他必要な調査について、有効な提案があるか。	IV-2-1
1-2-2 浄水施設設計に関する提案	48	① 基本方針	1. 原水水質に対する浄水処理の確実性について、提案の内容は具体的且つ有効性があるか。	IV-2-2
		② 施設整備内容	1. 原水水質に対して適切な前処理設備が提案されているか、処理性能・処理方法等の提案は具体的か。 2. 取水施設を含めた浄水施設の整備内容は具体的か。	
		③ 膜ろ過施設及び薬品注入設備	1. 膜ろ過施設の通常時の維持管理における必要な浄水能力の確保対策等について、提案の内容は具体的か。 2. 膜ろ過施設の濁度変動に対する安定性確保対策について、提案内容は具体的か(高濁度時の対応)。 3. 膜損傷時等の安全対策、対処方法について、提案の内容は具体的か。 4. 薬品注入施設に関する考え方について、提案の内容は具体的か。	
		④ 運転管理及び維持管理	1. 運転管理及び維持管理に配慮した浄水施設設計となっているか。	
		⑤ 送配水設備	1. 送水及び配水設備の機器仕様等の提案の内容は具体的か。	
		⑥ その他提案事項	1. その他、評価できる提案はあるか。	
1-2-3 排水処理施設設計に関する提案	32	① 基本方針	1. 排水処理の確実性について、提案の内容は具体的か。 2. 原水水質・水量変動への対応性は十分か。	IV-2-3
		② 施設整備内容	1. 浄水処理によって発生する排水に対して適切な処理設備が提案されているか、処理性能はどうか、処理方法等の提案は具体的か。 2. 排水処理施設の濁度変動に対する安全性確保対策について、提案内容は具体的か(高濁度時の対応)。	
		③ 運転管理及び維持管理	1. 運転管理及び維持管理に配慮した排水処理施設設計となっているか。	
		④ その他提案事項	1. その他、評価できる提案はあるか。	
1-2-4 場外送配水場施設設計に関する提案	24	② 施設整備内容	1. 確実な場外送配水を実施するための施設・設備が具体的に提案されているか。 2. 既存施設を運転継続しながら確実に施工できる計画が提案されているか。	IV-2-4
		③ 運転管理及び維持管理	1. 運転管理及び維持管理に配慮した場外送配水場施設設計となっているか。	
1-2-5 水道庁舎設計に関する提案	16	① 建築計画	1. 建築施設計画(施設概要、躯体構造、基礎形式、配置計画等)について、提案の内容は具体的か。 2. 建築設備計画(省エネ対策、騒音対策、防風雪対策)について、提案の内容は具体的か。 3. 耐震性等の災害対策は十分に考慮されているか。 4. 来庁者に配慮した建築計画となっているか。	IV-2-5
		② 建築設備計画	1. 省エネ対策、騒音対策、防風雪対策について、提案の内容は具体的か。 2. 機器の搬出入計画(搬出入ルート、吊り上げ方法等)について、提案の内容は具体的か。	
1-2-6 施工に関する提案	24	① 施工計画	1. 準備期間、工事着手から供用開始までの期間における業務体制を含めた基本的な考え方は適切か。	IV-2-6
		③ 品質管理	1. 土木・建築・機械・電気の各工事における品質管理について、提案の内容は具体的か。	
1-2-7 環境への配慮に関する提案	8	② 安全確保及び周辺環境	1. 統合浄水場の工事における安全面・環境面を配慮した事項について、提案の内容は具体的か。	IV-2-7
		① 環境対策	1. 統合浄水場の設計・工事及び統合浄水場の稼働における環境面を配慮した事項について、提案の内容は具体的か。	

評価項目(大項目/中項目/小項目)	配点	評価項目	評価の視点	様式番号
1-3 運転維持管理業務に関する事項	120			
1-3-1 業務実施体制に関する提案	8	8 ① 人員・資格	1. 運転員の構成や資格取得者の配置人数等について、提案の内容(資格・資質・能力)は具体的か。	IV-3-1
1-3-2 運転管理業務に関する提案	24	8 ① 浄水施設の運転管理	1. 原水水質の変動を考慮した浄水処理の各工程の運転、管理体制、監視方法について、提案の内容は具体的か。	IV-3-2
		4 ② 薬品注入設備の運転管理	1. 薬品設備の各工程の運転、管理体制について、提案の内容は具体的か。	
		4 ③ 排水処理施設の運転管理	1. 排水処理の各工程の運転、管理について、提案の内容は具体的か。	
		4 ④ 場外施設の維持管理	1. 場外施設運転管理業務の考え方、異常時における対応方針等、場外施設の監視体制について、提案の内容は具体的か。	
		4 ⑤ 社員教育、技術の向上	1. 運転員の資質向上に向けた取組みについて、提案の内容は具体的か。	
1-3-3 保守点検業務に関する提案	16	4 ① 土木構造物・建築物の点検管理	1. 日常及び定期点検、保守点検について、提案の内容は具体的か。	IV-3-3
	12 ② 機械・電気設備の点検管理	1. 日常及び定期点検、保守点検について、提案の内容は具体的か。		
1-3-4 水質管理業務に関する提案	8	8 ① 水質管理計画	1. 水質管理計画について、浄水水質の安全性、安定性確保の観点から、提案の内容は具体的か。	IV-3-4
1-3-5 修繕業務に関する提案	16	4 ① 土木・建築の修繕計画	1. 計画的修繕計画、故障等発生時における対応等について、提案の内容は具体的か。	IV-3-5
		12 ② 機械・電気の修繕計画	1. 計画的修繕計画、故障等発生時における対応等について、提案の内容は具体的か。	
1-3-6 膜交換及び膜薬品洗浄業務に関する提案	16	8 ① 膜交換計画	1. 膜交換業務について、膜交換頻度や費用等に関する提案の内容は具体的か。	IV-3-6
		8 ② 膜薬品洗浄計画	1. 膜薬品洗浄業務について、膜洗浄頻度や廃液の量・質及び処分方法等に関する提案の内容は具体的か。	
1-3-7 災害・事故対応に関する提案	8	4 ① 緊急時の体制と対応	1. 緊急時の対応について、提案の内容は具体的か。	IV-3-7
		4 ② 機器類等の事故対策	1. 機器類等の事故について、十分な想定がされているか。また、その対策について、提案の内容は具体的か。	
1-3-8 引継ぎ業務に関する提案	8	8 ① 引継ぎ方法	1. 効率的な引継ぎ方法について、提案の内容は具体的か。 2. 施設等性能保障について、提案の内容は具体的か。	IV-3-8
1-3-9 その他業務に関する提案	16	3 ① 各種調達管理業務	1. 次の業務について、提案の内容は具体的か。 1. 消耗品調達管理 2. 薬品調達管理 3. 電力調達管理 4. 光熱水燃料等の調達管理	IV-3-9
		2 ② 発生土管理、処分業務	1. 次の業務について、提案の内容は具体的か。 1. 発生土管理 2. 発生土処分	
		3 ③ 見学者対応業務	1. 提案の内容は具体的か。	
		2 ④ 電話対応等業務	1. 提案の内容は具体的か。	
		3 ⑤ 植栽管理、清掃、除雪、浄化槽管理業務	1. 次の業務について、提案の内容は具体的か。 1. 植栽管理 2. 清掃業務 3. 除雪業務 4. 浄化槽管理業務	
		3 ⑥ 保安業務	1. 提案の内容は具体的か。	
1-4 SPCの事業計画に関する事項	40			
1-4-1 実施体制等に関する提案	16	2 ① 適切な役割分担	1. 構成員の役割分担は適切かつ明確か。	V-1、V-2 ①、②
		4 ② 運転維持管理業務の遂行	1. 運転維持管理業務の実施を担う者の実績は十分か。	V-2 ③
		2 ③ 法令の理解	1. 必要な法令は明確か。	V-3
		8 ④ セルフモニタリング計画	次の事項について、提案の内容は具体的か。 1. セルフモニタリングの具体的方法(内容、頻度、実施者等) 2. サービスの質を恒常的に維持するための工夫 3. サービスの質が要求水準を下回った場合の改善プロセス	V-4
1-4-2 事業の安定性に関する提案	24	10 ① 事業の確実性	1. 運転管理業務(1-3-2)、保守点検業務(1-3-3)、水質管理業務(1-3-4)、修繕、膜交換業務(1-3-5、1-3-6)、その他業務(1-3-9)における提案内容が、費用計画に適切に反映されているか、提案した条件その他費用計画の根拠が妥当なものとなっているか。	V-5、V-6 V-7
		4 ② 事業の確実性の維持	1. 事業の確実性を維持する方法について、提案の内容は具体的か。	V-8
		8 ③ リスクへの対応	1. リスクの把握及び分担、リスク対応策について、提案の内容は具体的か。	V-9
		2 ④ 履行保証	1. 履行保証の考え方を確認する。	V-10
1-5 地域貢献度	32			
1-5-1 地域経済への貢献に関する提案	24	24 ① 地域経済への貢献	1. 工事段階及び維持管理段階における地元企業の役割について、地域経済を意識している内容となっているか。また、分担額は適切か。	V-11
1-5-2 地域社会への貢献に関する提案	8	8 ① 地域活動への貢献	1. 工事段階及び維持管理段階において、地域活動(市・村)への貢献に関する具体性及び積極性は十分か。	
1-6 その他に関する事項	8			
1-6-1 先進性、創意工夫	8	8 ① 提案内容全般	1. 先進性、創意工夫の観点から評価できる提案はあるか。	IV・V
2. 価格評価点	100			
2-1 費用に関する評価	100	① 提案価格	提案価格を点数化して評価する。	III-3
3. 総合評価点(1+2)	500			

イ) 得点化方法

(1) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり 5 段階の評価を行い、得点化する。技術評価は各選定委員別に行う。各応募者の技術評価点は、各選定委員が得点化した点数を平均して算出する。

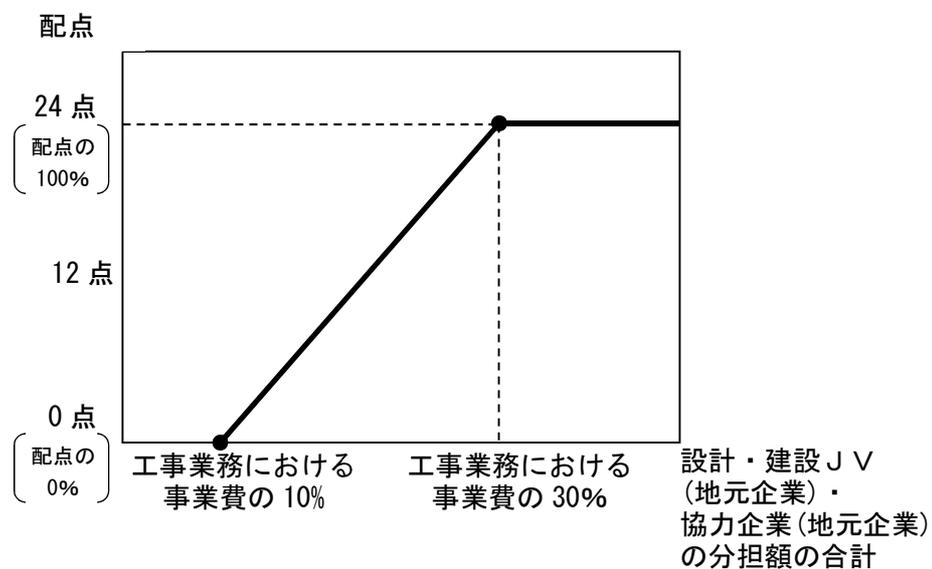
なお、技術評価点は、小数点第 2 位までを求める。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	平均的である	配点×0.50
D	CとEの間	配点×0.25
E	満足できない／能力が乏しい	配点×0.00

技術評価点の地域貢献に関する提案のうち、地域経済に対する経済効果に関する評価は、次の方法により得点化する。

設計・建設 J V の地元企業及び協力企業（地元企業）の分担額の合計が、工事業務における事業費の 30%以上に対応する提案を 24 点（配点の 100%）、10%以下に対応する提案を 0 点（配点の 0%）として、それらの中間の分担額については直線補間により評価する。

なお、この得点は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

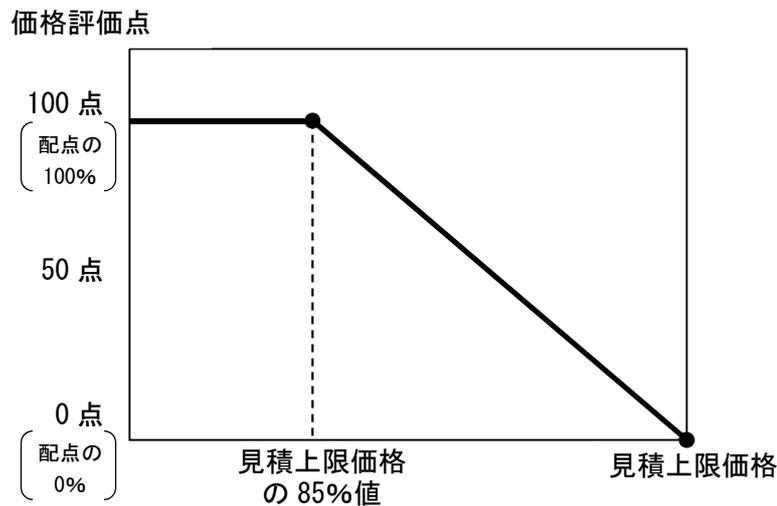


(2) 価格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

価格提案の評価は、見積上限価格の 85%に相当する提案を 100 点（配点の 100%）、見積上限価格と同額の提案を 0 点（配点の 0%）として、それらの中間の価格提案については直線補間により評価する。

なお、価格評価点は、小数点第 3 位以下を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。



3) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

ア) 総合評価点の算定

各応募者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点（500 点満点）を算出する。

イ) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点と同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち、「基本方針に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。これも同点の場合は、技術評価点のうち、「浄水施設設計に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

これらも同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

4) 優先交渉権者の決定

組合は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が 1 社のみであった場合は、募集要綱の規定により優先交渉権者のみを決定する。このとき、応募者の技術評価点が 60%以上の場合は優先交渉権者とし、60%未満の場合は失格とする。

5) 審査結果の通知及び公表

組合は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、組合ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、各設計・建設JVの代表企業の名称及び構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に組合へ説明を求めることができる。